

地域生活支援拠点等に係る各種加算について（地域支援拠点等を以下「拠点等」という。）

- (1) 市町村から拠点等の認定を受けた場合は、変更後遅くとも10日以内に運営規定の変更を県または和歌山市あて届け出てください。
 (2) 以下の加算を算定する場合は、前月の15日までに「給付費等の算定に関する届出書」を県または和歌山市あて提出してください。

※(1)、(2)を提出する際は、以下の書類を添付して提出してください。

- ・市町村から認定を受けた通知の写し
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

※赤字：令和3年度報酬改定により新設

機能	加算名	対象サービス	加算単位	概要
相談	地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談支援	700単位/回 (月4回を限度)	拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合
緊急時の受け入れ・対応	緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	+50単位	居宅介護等計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護）等を利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合
	緊急時支援加算（Ⅰ）	自立生活援助	+50単位	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に支援を行った場合
	緊急時支援費（Ⅰ）	地域定着支援	+50単位	緊急時の支援を行った場合
	緊急短期入所受入加算 (基本報酬)	短期入所	100単位/日	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受け入れ対応の役割を担うことを評価し（緊急時の受け入れに限らず）、利用者全員について、利用を開始した日1日につき100単位を加算
	緊急短期入所受入加算	短期入所	・180単位/日 ・270単位/日	指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむをえない事情がある場合は14日）を限度に算定※拠点等の機能を「担う」「担わない」は問わない
体験の機会・場	障害福祉サービスの体験利用支援加算	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A・B 地域移行支援	+50単位	拠点等である指定障害者支援施設等において、日中活動系サービスの利用者が、指定地域移行支援を通じて障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合※15日以内に限り算定
	体験宿泊支援加算	施設入所支援	120単位/日	施設利用者が指定地域移行支援と通じて宿泊体験を支援した場合
	体験宿泊加算	地域移行支援	+50単位	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合※体験宿泊加算（Ⅰ）および（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定
専門的人材の確保・養成	重度障害者支援加算	生活介護	・7単位/日 ・180単位/日	重度障害者に対する手厚い支援体制（強度行動障害支援者養成研修修了者の配置がある）が整えられている場合※拠点等の機能を「担う」「担わない」は問わない
地域の体制づくり	地域体制強化共同支援加算	計画相談支援	2000単位/回 (月1回を限度)	拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合